



平成 26 年 7 月 8 日

各 位

会 社 名 川田テクノロジー株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 川田 忠裕
(コード番号 3443 東証第 1 部)
問 合 せ 先 経 理 部 長 宮田 謙作
(T E L 03-3915-7632)

東京証券取引所への「改善状況報告書」の提出に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 12 月 25 日提出の「改善報告書」につきまして、有価証券上場規程第 503 条第 1 項の規定に基づき、改善措置の実施状況及び運用状況を記載した「改善状況報告書」を本日別添のとおり提出いたしましたのでお知らせいたします。

別添書類：改善状況報告書

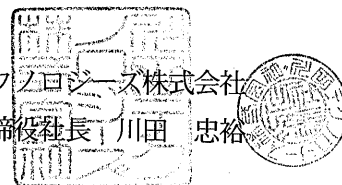
以 上

改善状況報告書

平成 26 年 7 月 8 日

株式会社東京証券取引所
代表取締役社長 清田 瞭 殿

川田テクノロジーズ株式会社
代表取締役社長 川田 忠裕



平成 25 年 12 月 25 日提出の改善報告書について、有価証券上場規程第 503 条第 1 項の規定に基づき、改善措置の実施状況及び運用状況を記載した改善状況報告書をここに提出いたします。

目次

1. 改善報告書の提出経緯.....	2
(1) 過年度決算訂正の内容及び対象.....	2
(2) 過年度決算短信等を訂正するに至った経緯・原因.....	3
①持分法の適用における重要性のある持分法適用会社の子会社損益の未計上.....	3
②連結子会社の保有する持分法適用会社株式に係る少数株主持分の誤処理.....	4
③持分変動益の計上区分の誤り.....	5
④持分法適用会社の工事損失引当金及び貸倒引当金の計上時期の未修正等.....	5
⑤子会社が保有する親会社株式の減損に係る税効果の会計処理の誤り.....	6
⑥持分法適用会社の留保利益に係る繰延税金負債の計算及び計上方法の誤り.....	6
⑦子会社の繰延税金資産の計算の誤り.....	7
(3) 不適正開示の発生原因の分析.....	7
①持分法の適用における重要性のある持分法適用会社の子会社の損益の未計上.....	7
②連結子会社の保有する持分法適用会社株式に係る少数株主持分の誤処理.....	8
③持分変動益の計上区分の誤り.....	8
④持分法適用会社の工事損失引当金及び貸倒引当金の計上時期の未修正等.....	8
⑤会社が保有する親会社株式の減損に係る税効果の会計処理の誤り.....	8
⑥持分法適用会社の留保利益に係る繰延税金負債の計算及び計上方法の誤り.....	9
⑦子会社の繰延税金資産の計算の誤り.....	9
⑧持分法会計及び税効果会計に関する専門的知識の不足.....	9
⑨経理部内でのチェック体制の不備.....	9
⑩監査役と会計監査人とのコミュニケーション不足.....	10
⑪経理部と会計監査人とのコミュニケーション不足.....	10
⑫専門家の活用.....	10
2. 改善措置並びにその実施状況及び運用状況等.....	10
(1) 改善報告書記載の改善措置並びにその実施状況及び運用状況.....	10



①持分法の適用における重要性のある持分法適用会社の判定に関する改善.....	11
②連結子会社の保有する持分法適用会社株式に係る少数株主持分の処理に関する改善.....	12
③持分変動益の計上処理に関する改善.....	13
④持分法適用会社の工事損失引当金等、持分法適用会社の個別財務諸表の修正に関する改善.....	14
⑤子会社保有の親会社株式減損に係る税効果等、会計基準に直接定めのない事象に関する改善...	15
⑥持分法適用会社の留保利益に係る税効果等、複雑な会計処理に関する改善.....	16
⑦子会社の繰延税金資産の計算に関する改善.....	17
⑧持分法会計及び税効果会計に関する専門的知識向上に関する改善.....	18
⑨経理部内でのチェック体制に関する改善.....	20
⑩監査役と会計監査人とのコミュニケーションに関する改善.....	21
⑪経理部と会計監査人とのコミュニケーションに関する改善.....	22
⑫専門家の活用に関する改善.....	22
⑬内部統制プロセスに関する改善.....	23
(2) 改善措置の実施状況及び運用状況に対する上場会社の評価.....	28
(別紙1) 訂正による過年度連結業績への影響額.....	29
(別紙2) 改善措置の実施スケジュール.....	32

1. 改善報告書の提出経緯

(1) 過年度決算訂正の内容及び対象

当社は、平成25年12月10日付「過年度に係る有価証券報告書等の訂正報告書の提出および過年度に係る決算短信等（訂正版）の公表について」にて公表いたしましたとおり、過年度決算の訂正を行いました。

過年度決算訂正の内容および対象は以下のとおりであり、かかる過年度決算訂正による連結業績の影響につきましては、「(別紙1) 訂正による過年度連結業績への影響額」に記載のとおりであります。過年度決算訂正による純資産の正の影響額は、連結で1,411百万円（平成26年3月期第1四半期）となりました。

過年度決算訂正の内容

決算訂正の主な内容は次のとおりであります。詳細は「(2) 過年度決算短信等を訂正するに至った経緯・原因」に記載いたします。

- ①持分法の適用における重要性のある持分法適用会社の子会社損益の未計上
- ②連結子会社の保有する持分法適用会社株式に係る少数株主持分の誤処理
- ③持分変動益の計上区分の誤り
- ④持分法適用会社の工事損失引当金及び貸倒引当金の計上時期の未修正等
- ⑤子会社が保有する親会社株式の減損に係る税効果の会計処理の誤り

- ⑥持分法適用会社の留保利益に係る繰延税金負債の計算及び計上方法の誤り
- ⑦子会社の繰延税金資産の計算の誤り

(2) 過年度決算短信等を訂正するに至った経緯・原因

当社は、昭和54年6月に当社会計監査人として永昌監査法人（平成24年7月に太陽ASG有限責任監査法人と合併）と契約を締結し、平成26年3月期第1四半期に至るまで、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準にしたがって、会社の財務状況をすべての重要な点において適正に表示している旨の監査報告書および四半期レビュー報告書を受領しておりました。

平成25年9月24日、太陽ASG有限責任監査法人より、持分法適用会社である佐藤工業株式会社（以下「佐藤工業」という）の総勘定元帳における子会社・関連会社株式の帳簿価額と佐藤工業及びその子会社・関連会社の決算書における純資産を合計した額との差額が現時点で40億円程度、5年前で20億円程度あり（当社の持分法相当額で計算すると各々20億円、10億円）、決算訂正の必要性があるとの指摘を受けました。

上記指摘に対し、最高財務責任者は「持分法会計に関する実務指針」第3項（適用の範囲）に基づき上記資料を精査した結果、佐藤工業の子会社に重要性があり、佐藤工業の子会社に対する投資について持分法を適用して認識した損益を佐藤工業の損益に含めて計算すべきと認識し、代表取締役へ報告し、過年度の決算書類まで遡及して訂正することといたしました。

上記の検討の結果、佐藤工業の国内子会社7社（現在合併により5社）、海外子会社2社を新たに持分法適用会社としました。

その後、過年度訂正を行うに際し、太陽ASG有限責任監査法人が訂正有価証券報告書に対する監査報告書を発行するために、当社、当社の連結子会社並びに持分法適用会社の過年度決算を遡及訂正監査する過程で、追加の決算訂正を要する事象が指摘されました。

以下、決算訂正を要する事象ごとにその詳細と原因を記載いたします。

① 持分法の適用における重要性のある持分法適用会社の子会社損益の未計上

平成14年3月3日に会社更生手続きを申し立てた佐藤工業は、建設業界の再編の大きな流れの中で総合建設業者として進むべき道を模索しつつ、出資企業の中核となるスポンサーを探していました。当社連結子会社である川田工業株式会社（以下「川田工業」という）と川田建設株式会社（以下「川田建設」という）は、同じ富山発祥の企業であり、また、富山財界からの後押しもあって、スポンサー企業として40%の株式を平成15年6月27日に取得いたしました。

佐藤工業の株式取得に際し、会計上の論点として、更生会社の株主権は制限されており、更生期間中は利益が出てもその利益は株主に帰属する訳ではないことから、会計監査人と連結すべきか否かの議論になりましたが、支配力基準により持分法を適用することといたしました。また、決算期が異なっている佐藤工業をどのように連結するかも、もう一つの会計上の議論となっていました。

この時点で、会計処理や法務上の検討については、当時の取締役経理部長が一人で行っておりま

した。会計監査人との議論も上記2点に焦点が当てられており、持分法の会計基準や実務指針の該当箇所を確認しておりませんでした。また、会社更生手続きの過程で、佐藤工業の子会社については、主要な子会社は売却等が行われており、重要な子会社は残っていないという認識でありました。

従いまして、当社担当者、管理者並びに責任者すべてにおいて、上記「持分法会計に関する実務指針」第3項（適用の範囲）の規定の存在並びに持分法適用会社の子会社及び関連会社に対して重要性により持分法を適用する必要性について、認識がありませんでした。

その後、決算・財務報告プロセスにおいて、連結範囲の重要性判定資料に基づき連結対象並びに持分法適用対象を判定いたしておりましたが、持分法適用会社の子会社は持分法適用範囲の対象と認識していなかったため、持分法適用対象判定プロセス上、佐藤工業の子会社を持分法適用範囲の検討対象としなかったことが、誤った処理を継続する原因となりました。その後、平成26年3月期に入り会計監査人による川田建設社長面談の際（平成25年9月17日）に、佐藤工業の子会社の業績が好調との話が出たため会計監査人は、持分法の適用範囲の検討を要するとの課題認識に至り、佐藤工業の子会社の財務諸表を収集した結果、重要性があるものと判断し、平成25年9月24日に弊社に指摘がなされました。

② 連結子会社の保有する持分法適用会社株式に係る少数株主持分の誤処理

平成16年3月期から平成19年3月期における持分法投資損益の計算において、川田建設は東京証券取引所市場第二部に上場し少数株主が存在したため、佐藤工業に対する川田工業と川田建設を合計した持分比率（38.057%）と所有比率（40%）は異なっておりました。本来は持分比率で持分法投資損益を計上すべきところ、所有比率で持分法投資損益を計上し、差額の1.943%に相当する金額を少数株主持分として認識してしまいました。

その後、平成19年3月に持分比率が40%となった際に、当該少数株主持分を「負ののれん」として負債勘定に計上し、それを償却しておりました。

平成16年3月期中間期に持分法適用会社（非連結子会社）であった東邦航空株式会社（以下「東邦航空」という）が持分法の適用から外れ（平成16年3月期中間期より連結子会社となっております）、その後平成16年3月期より、佐藤工業が持分法の適用対象となっております。持分法適用に際しては、当社では通常、持分法損益を計算する目的で用いている計算シート（以下、「計算シート」という）を使用していましたが、東邦航空では平成15年3月期において、債務超過となっているため（現在は解消しております。）少数株主持分に負担させることができない損失が発生しており、当該損失は持分法会計適用上、親会社に負担させることとなるため、少数株主に帰属する損失部分を計算していました。

その後平成16年3月期より、佐藤工業に持分法を適用するに際して、経理部担当者は、東邦航空に持分法を適用した当時の計算シートに記載のあった少数株主持分という文言の表面だけをとらえて、本来、少数株主持分を除いた親会社持分について持分法を適用すべきところ、少数株主持分に関する持分法投資利益についても計上した上で、少数株主持分に振り替えるという誤った会計処理を採用するにいたっています。

その後これが慣行となり、担当者が交代した際も、業務引継ぎ手続きに関する社内ルールがなく、引継ぎが適正に行われなかったことから、計算シートより類推し作業を行い、誤った処理を継続し、管理者のチェックも機能しませんでした。

③ 持分変動益の計上区分の誤り

平成22年7月、佐藤工業が他社所有の自己株式を発行済株式の19.8%購入しているという臨時性とその結果当社の持分が変動し3,860百万円という多額の損益が発生しているという面から、経理部担当者、経理課長並びに経理部長は持分法会計の基準を参照することなく特別利益と認識し、誤った処理を行ってしまいました。

④ 持分法適用会社の工事損失引当金及び貸倒引当金の計上時期の未修正等

佐藤工業では、平成23年6月期に受注していた海外工事について、施主の許可を得ず同工事から撤退しました。これに伴い、撤退時点の出来高に応じた未回収債権について、50%を貸倒引当金として計上していました。工事からの撤退に伴い、何らかの責任を問われることを予測したためであります。これに関して、平成25年6月期では、平成25年6月に請負者に契約解除の権利はないとのシンガポール国際仲裁センターの仲裁裁定を受け、未回収債権金額の100%に達するまで追加引当を行っております。同工事からの撤退は、許可のない撤退を禁止した契約条項違反に当たる行為ではありますが、これは工事の法的な許可が下りていなかった為であり、未回収額の予測は困難な状況ではございました。このため段階的に引当金を設定してまいりましたが、最終的には100%の引当となっており、遡及訂正という視点で考えると当初の引当金設定時点において、既に債権全額の回収が困難な状態にあったとより保守的に捉えるべきとして、連結上で修正を行うものです。

また、平成23年6月期において、ジョイントベンチャー（以下「JV」という）による工事での損失負担について、当初JV親会社（スポンサー）である佐藤工業が、JV構成員（サブ）の工事損失分を負担しないことを前提に工事損失引当金を計上しましたが、平成25年6月期においてスポンサー責任を問われ追加で引当金を計上いたしました。しかし遡及訂正という視点で考えると当初の引当金設定時点において、既に損失負担すべき状態にあったとより保守的に捉えるべきとして、連結上で修正を行うものです。

さらに、連結決算日と佐藤工業の（中間）決算日には、3ヶ月のズレが生じており、佐藤工業の決算日後、3ヶ月が経過した時点における工事損失引当金への影響を調整したうえで持分法を適用しております。重要性の観点から平成26年3月期第1四半期よりその調整を行う基準を、より厳格なものとしましたが、今回の過年度訂正に伴い、厳格化した基準を遡及して適用し、工事損失引当金の修正を併せて行っております。

なお、この他に佐藤工業の子会社に持分法を適用することにより、連結上在外子会社の留保利益に対して繰延税金負債を認識しました。

上記の事象については、当社は誤謬ではなく会計監査人との見解の相違に基づく連結上の修正事項と捉えていますが、連結決算に重要な影響を与える事象についての、当社、当社会計監査人、持

分法適用会社と持分法適用会社の会計監査人との間で会計処理も含めたコミュニケーションが不足していたことが修正の原因となっています。

⑤ 子会社が保有する親会社株式の減損に係る税効果の会計処理の誤り

平成 20 年 3 月期において、富士前鋼業が保有する親会社株式の時価が取得価額の 50%以下となったため 183 百万円減損処理し、当該期に損金算入しました。

当社の経理部担当者は本事象を、「単体決算で減損し、連結上は消去するため、いわゆる固定資産取引などの未実現損益と同様のもの」と誤って認識しておりました。また、この場合、富士前鋼業の課税所得を超えたものは繰延税金負債に計上できないという会計基準の規定を誤って適用し、本来減損額に係る繰延税金負債は 73 百万円（183 百万円×40.4%）ですが、調整を行い、平成 20 年 3 月期では 51 百万円の繰延税金負債を計上（当時の会計処理は繰延税金資産のマイナス計上）しております。翌期（平成 21 年 3 月期）にそれ以上の課税所得が生じたため、残りの 22 百万円の繰延税金負債を計上（同様に繰延税金資産のマイナス計上）しています。さらに翌期以降は、この仕訳を踏襲し、富士前鋼業が親会社株式を全て売却するまで、当該仕訳は解消できないものと認識しておりました。

しかし、当該親会社株式の減損処理の場合、単体決算上も連結決算上も一時差異は発生しておらず、本来は繰延税金負債を計上する必要はありませんでした。

⑥ 持分法適用会社の留保利益に係る繰延税金負債の計算及び計上方法の誤り

当時会社更生終結を控えていた佐藤工業より、自社の独立性の確保を目的として、自社株式の買取と配当政策の提案がありました。

佐藤工業からの提案を受け、川田工業では佐藤工業株式を売却することを会社として意思決定しました。その時点で会計監査人より、今まで計上してきた持分法の投資利益については株式の継続保有を前提として繰延税金負債の計上をしていないので、売却の意思決定をしたのであれば繰延税金負債の計上を要するとの指摘を受けました。これに対して当社では、本来は「所得に対する税効果のみを考え、単純に第三者への売却として税効果を計算すべき」ところを、「持分法適用会社による自社株買いによる売却で持分変動する部分に対して税効果を考慮すべき」ものと考え、誤った計算を行いました。

また、配当につきましても課税所得とみなしていたので、本来、留保利益に係る繰延税金負債を認識すべきでないところ、誤認し、繰延税金負債を計上してしまいました。

上記にありますように、本件を当社と持分法適用会社の自社株買いによる持分変動損益に係る税効果と認識しておりました。さらに、自社株買いによる持分変動は、時価発行増資等による持分変動と同様に企業集団の業績とは無関係であり、発生頻度並びに金額の異常性を勘案して利害関係者の判断を著しく誤らせるおそれがあると認められるときは利益剰余金に直接加減することもできるもの（「連結財務諸表に関する会計基準」第 67 項）と誤った認識をいたしておりました。

その結果、平成 20 年 3 月期において本来は、1,373 百万円の繰延税金負債を計上すべきところ、

自社株式の買取に関して464百万円、配当に関して306百万円、合計して770百万円を繰延税金負債として利益剰余金から直接減額いたしました。

翌期において、佐藤工業の自社株買いの実現可能性がなくなったとの判断で、繰延税金負債を取り崩しておりました。

⑦ 子会社の繰延税金資産の計算の誤り

平成23年3月期において、川田工業は当該期に発生が予想された繰越欠損金の原因が非経常的な特別な原因によるものであるとの認識から、「将来の合理的な見積期間（おおむね5年）内の課税所得の見積額を限度として、当該期間内における一時差異等のスケジュールの結果に基づき、それに係る繰延税金資産の計上が可能な分類」（区分4但書）と認識しておりました。そのため、将来のタックスプランニング及びスケジュールリングを行いましたが、課税所得が出ないため、本来繰延税金資産は計上できませんでした。

それにもかかわらず、1年以内に解消予定の将来減算一時差異について繰延税金資産を計上できると誤認していたため、本来取り崩すべきであった繰延税金資産（229百万円）を計上したままとして、残額の3,206百万円の繰延税金資産を取崩していました。なお、平成24年3月期においては全額取り崩しております。

（3）不適正開示の発生原因の分析

（注：改善報告書提出時の当社の状況を記載しております。）

当社は過年度決算訂正の発生原因を次のように分析しております。

① 持分法の適用における重要性のある持分法適用会社の子会社の損益の未計上

経理部担当者及び管理者は「持分法会計に関する実務指針」第3項、（適用の範囲）に関する知識がなく、持分法適用会社は佐藤工業のみでその子会社及び関連会社には及ばないと誤って認識していたことに原因があります。

当社の連結財務諸表作成の方針全般を定めている当社規程「連結財務諸表作成要領」においても、非連結子会社及び関連会社の子会社又は関連会社についての取扱が規定されておらず、決算・財務報告プロセスにおける連結範囲の重要性判定プロセスにおいても佐藤工業の子会社及び関連会社がその対象となっていなかったため、佐藤工業の子会社及び関連会社を検討するという部分が自己点検及び内部統制評価の対象から漏れたことが、誤った処理の継続につながったと考えられます。

また、佐藤工業の子会社・関連会社を当社の関係会社と認識できなかったことから、関係会社の把握も含め、関係会社管理が十分ではありませんでした。

適切な会計処理には、子会社並びに持分法適用会社に関する十分な関連情報の取得が不可欠ですが、当社においては平成18年6月より、佐藤工業取締役会を通じて佐藤工業の子会社の損益状況については入手していましたが、財政状態についての情報は収集していない状況であり、不十分でありました。

② 連結子会社の保有する持分法適用会社株式に係る少数株主持分の誤処理

経理部担当者は、東邦航空が持分法適用会社（非連結子会社）でかつ債務超過のため通常と異なる取扱いをしていたことについて適切に引継ぎを受ける必要がありました。しかしながら、業務引継ぎ手続きに関する社内ルールがなく、引継ぎが適切に行われなかったことから、経理部担当者は東邦航空への持分法適用時に使用した計算シートにある少数株主持分の記載を見て、本来、少数株主持分を除いた親会社持分について持分法を適用すべきところ、少数株主に帰属する持分も含めて持分法投資利益に計上した上で、当該少数株主帰属持分については少数株主持分に振り替えるという誤った処理をしたものです。

経理部内のチェックは、前期と同様の処理が行われているかという視点で行われており、基準等に立ち返るといふ根本的な確認ではありませんでした。

連結財務諸表作成要領において明確な定めがなかったことにより、上記の計算シートの作成作業の際に、経理部担当者は適切な会計基準及び実務指針に基づき処理を行うための確認を行っておらず、経理部管理職においても適切な会計基準および実務指針に基づいて処理しているかの確認を行っていませんでした。また、決算・財務報告プロセスにおいて本事象を規定したプロセスが構築されていなかったことが、誤った処理が継続した原因となりました。

③ 持分変動益の計上区分の誤り

経理部担当者が、持分法会計に関する基準を確認せず、連結子会社における処理と類推して臨時・多額の負ののれん計上益は特別利益と誤解し、経理部管理職のチェックも漏れたことが原因です。本来は持分法に関する会計基準を具体的に斟酌して会計処理を検討する必要がありました。

また、連結財務諸表作成要領には、その確認に関する規定がなく、決算・財務報告プロセスにおいて持分変動に関して規定したプロセスが構築されていなかったことが、誤った処理を見過ごした原因となりました。

④ 持分法適用会社の工事損失引当金及び貸倒引当金の計上時期の未修正等

持分法適用会社と当社との間で、特に重要性を持つと考えられる引当金の情報の入手が不十分であったことが原因となりました。

⑤ 会社が保有する親会社株式の減損に係る税効果の会計処理の誤り

経理部担当者が連結財務諸表に関する税効果会計の理解及び会計処理の検討が不十分なまま、それらに関する会計処理を行い、また、経理部管理職が、経理担当者が会計基準及び実務指針等の規定に従って処理していることの確認を行っていなかったこと、及び決算・財務報告プロセスにおいて、当該事象を含む税効果会計の独立したプロセスが構築されておらず、自己点検及び内部統制評価の対象から漏れたことが、誤った処理を継続した原因となりました。

⑥ 持分法適用会社の留保利益に係る繰延税金負債の計算及び計上方法の誤り

経理部担当者が「税効果会計に関する実務指針（個別並びに連結）」を十分理解しないまま、留保利益に係る繰延税金負債の計算を、持分変動損益と混同し誤った会計処理をしたこと、および配当に関する税効果についても、関連する規定を確認し考え方を整理しないまま繰延税金負債を計上したこと、及び経理部管理職が、経理担当者が会計基準及び実務指針等の規定に従って処理していることの確認を行っていなかったことが原因となりました。

また、決算・財務報告プロセスにおいて、当該事象を含む税効果会計の独立したプロセスが構築されておらず、自己点検及び内部統制評価の対象から漏れたことが、誤った処理を見過ごした原因となりました。

⑦ 子会社の繰延税金資産の計算の誤り

経理部担当者が「税効果会計に関する実務指針（個別並びに連結）」を十分理解しないまま、繰延税金資産の回収可能性の区分4但書について、1年分の繰延税金資産は、課税所得の有無に関係なく計上できるとの誤った認識に基づいて、1年内に解消される将来減算一時差異に係る繰延税金資産を計上したこと、及び経理部管理職が適切に会計処理が行われていることの確認ができなかったことが原因となりました。

また、決算・財務報告プロセスにおいて、当該事象を含む税効果会計の独立したプロセスが構築されておらず、自己点検及び内部統制評価の対象から漏れたことが、誤った処理を見過ごした原因となりました。

また、共通の原因として以下のものがあると認識しています。

⑧ 持分法会計及び税効果会計に関する専門的知識の不足

経理実務担当者の会計処理に関する専門的知識の欠如により、「持分法に関する実務指針」や「税効果会計に関する実務指針（個別並びに連結）」をはじめとした会計諸規則や各種実務指針等を十分理解しないまま、それらに関する会計処理を行ったことであります。

⑨ 経理部内でのチェック体制の不備

佐藤工業への資本参加時において、会計処理および法的検討は取締役経理部長が一人で行っていたように、当社において、会計処理等に関する組織的な検討と適切なチェック体制が整備されていませんでした。

また、当社においては、決算期における連結作業においては常に時間に追われ予定通りに完了させることに集中し、前回作業を踏襲して作業を行い、担当者は長く同一業務をこなしている状況がありました。また、定期的なローテーションが行われず他に業務を理解している適切な担当者及び役職者が不在であったため、部内で相談及び協議を行うなど、有効な相互チェックを実施することができませんでした。

⑩ 監査役と会計監査人とのコミュニケーション不足

会計監査人から監査役に対して、会計監査人の品質管理に関する説明及び監査結果説明書による説明がなされるようになったのは平成 24 年 3 月期からであり、それ以前の会計監査人と監査役のコミュニケーションが不足していました。

⑪ 経理部と会計監査人とのコミュニケーション不足

新規事案並びに重要事案について、事前の会計監査人とのコミュニケーションが不足していました。また、会計監査人からの指摘に対して、会社として根拠条文まで理解したうえでの判断が行えていませんでした。

⑫ 専門家の活用

必要に応じて、会計監査人以外の監査法人等の外部の専門家とコミュニケーションできる体制になく、新規事案や重要事案について疑問点が十分に抽出できず、また、抽出した疑問点についても十分な解消ができない状況でした。

2. 改善措置並びにその実施状況及び運用状況等

(1) 改善報告書記載の改善措置並びにその実施状況及び運用状況

平成 25 年 12 月 25 日に提出いたしました改善報告書に記載した改善措置と、平成 26 年 7 月 8 日時点における実施・運用状況は下記のとおりであります。

(改善措置概要説明)

当社は「不適正開示の発生原因の分析」において①から⑫まで 12 個の原因に分類しておりますが、大部分は持分法会計、税効果会計等連結決算手続に係る事項であります。

こうした状況を踏まえ、改善報告書記載の再発防止に向けた改善措置における①から④までの持分法プロセスの策定、⑤から⑦までの税効果プロセスの策定について、今回、連結決算手続における各作業毎に具体的な業務内容や、リスクコントロール内容を盛り込んだ「決算業務チェックシート」を制定し、プロセス化を図りました。また、当該チェックシート及び計算根拠資料等を項目毎に一つのファイルに整備するなど「連結決算関連資料」を作成し、担当者が交替しても適切に業務の引継が行えるようマニュアル化を図りました。

作成した連結決算手続における各作業毎の「決算業務チェックシート」の具体的な項目は以下のとおりです。

- ・連結範囲の重要性判定（改善措置①に対応）
- ・資本連結

- ・単体決算の個別修正
- ・債権債務・収益費用相殺消去
- ・未実現損益の消去
- ・持分法投資損益の計算（改善措置①から④に対応）
- ・その他の連結調整
- ・税効果会計（改善措置⑤から⑦に対応）
- ・新基準・改定基準の適用状況の確認（改善措置⑬に対応）
- ・非正常案件の適用状況の確認（改善措置⑬に対応）

上記概要を踏まえ、以下、改善措置項目別に実施及び運用状況を説明します。

（改善措置詳細説明）

① 持分法の適用における重要性のある持分法適用会社の判定に関する改善

【改善報告書に記載した改善措置】

持分法の適用範囲に重要な子会社を含めるという「連結財務諸表作成要領」の改訂を行うとともに、決算・財務報告プロセスにおいて持分法の適用範囲に持分法適用会社の重要な子会社を含める持分法プロセスを策定し、内部統制評価の対象とします。

具体的には以下のとおりです。

連結範囲に係る会計基準及び実務指針が連結範囲を判定する資料上で参照できるようにし、会計基準及び実務指針と整合しているかを確認することとします。

連結範囲判定資料の関係会社一覧上ですべての資本的なつながりのある会社が抽出されていることを経理部担当者及び経理課長が確認する作業を追加し、関係会社が網羅的に記載されていることが確認できたうえで、重要性の判定をします。

さらに、経理部長が経理課長の確認作業内容を再確認し、そのプロセスを内部統制評価の対象とします。

組織管理規程を改訂し、関係会社の情報を把握する部署は経営管理部とします。

また、適切な連結財務諸表を作成するための持分法適用会社の関連情報については、佐藤工業の取締役会、監査役会情報については月次レベルにて、佐藤工業の子会社情報については3ヶ月に一度、佐藤工業の総合企画室より経営管理部が収集することとし、経営管理部は収集の都度、経理部へ当該情報を連携することにより、経理部にて適切に情報を入手できる体制といたします。

【実施・運用状況】

持分法の適用における重要性のある持分法適用会社の子会社の損益の未計上について、従来当社は持分法の適用範囲が関連会社の子会社及び関連会社には及ばないと認識しておりました。そのため当社規程「連結財務諸表作成要領」においても非連結子会社及び関連会社の子会社又は関連会社についての取扱が規定されておりました。こうした問題を踏まえ、「連結財務諸表作成要領」について、非連結子会社及び関連会社並びにその子会社及び関連会社についての取扱いを追加し、

持分法の適用範囲に関連会社の重要な子会社を含める旨、改訂を実施しました。(平成26年1月27日改訂施行)

改訂要領に基づき、佐藤工業より関係会社一覧表を入手し、記載内容について漏れ等がないか、毎月の取締役会、監査役会の議事録等で関係会社の異動の有無を確認し、子会社、関連会社等資本的なつながりのある会社が全て抽出され当社の「関係会社一覧表」に記載されていること、また、連結範囲について「重要性判定資料」と併せて概要記載の「決算業務チェックシート(連結範囲の重要性判定)」を新たに制定し、会計基準及び実務指針と整合しているか、経理部担当者及び経理課長が資料上で確認できるようにし、経理部長が経理課長の確認作業内容を再確認するプロセスを構築し、内部統制評価の対象としました。

当該プロセスは改善措置において「持分法プロセス」として記載しておりましたが、作業の内容に鑑み、持分法適用範囲の判定のみならず連結範囲の判定にも係るプロセスであるため、「持分法プロセス」の前工程である「連結範囲判定プロセス」として構築しました。改善措置に掲げた「持分法プロセス」の実施・運用状況については以下に記載した「②連結子会社の保有する持分法適用会社株式に係る少数株主持分の処理に関する改善」にて説明いたします。

当該プロセスに基づく運用は平成26年3月期第3四半期決算より実施しており、今後、四半期決算毎に継続して実施してまいります。当該第3四半期決算時点における整備・運用状況の自己点検を経理部において実施し、監査室による内部統制評価を実施しました。監査室からの指摘事項について平成26年3月末までに改善を実施しております。また、当該期末決算時点における整備・運用状況につきましても自己点検を経理部において実施し、監査室による内部統制評価を実施しました。監査室から不備に係る指摘事項はありませんでした。

関係会社の取扱いにつき、「組織管理規程」において、経営管理部経営管理課の職務分掌に、「関係会社(持分法適用会社およびその子会社、関連会社を含む)連結決算関連情報および業績予測の収集、検証」を加える旨、改訂を実施しました。(平成26年2月13日改訂施行)

改訂規程に基づき、今後は経営管理部が佐藤工業及び佐藤工業子会社情報を収集し、経理部と連携する体制とします。具体的には、経営管理部が月次にて収集した佐藤工業取締役会資料等を経理部が入手し、子会社等の異動の有無について月次レベルで確認し、佐藤工業の関係会社一覧表の適正性を検証します。また、今後四半期毎に当社四半期決算日の3週間前までに、経営管理部より佐藤工業の社長室(改善報告書記載の「総合企画室」は「社長室」に組織名称が変更となりました。)へ文書にて最新の関係会社一覧表、持分法損益計算に必要な資料等を依頼し、その後、約2週間以内に提出を受け、その結果を経理部に提供することで適正な決算手続きを行う体制とします。

② 連結子会社の保有する持分法適用会社株式に係る少数株主持分の処理に関する改善

【改善報告書に記載した改善措置】

持分法損益を計算する際には、当社の非連結子会社・関連会社のケース、関連会社の子会社のケース、債務超過の非連結子会社のケースに場合分けいたします。そして、それぞれの計算シートで該当する持分法の適用方法に関する会計基準、実務指針等の規定を確認できるようにします。計算

がその規定と整合しているかの確認を行うことにより、誤った処理を防ぎます。

経理部における担当業務の引継ぎに関して、引継方法等を定めた社内ルールを作成し、引継ぎが適正に行われる体制とします。

経理課長は、計算シートに記載の会計基準および実務指針等の規定が適切であり、計算がその規定と整合することを確認するものとし、経理部長が再確認をし、そのプロセスを内部統制評価の対象とします。

【実施・運用状況】

これまで当社には持分法投資損益の計算に関する明確な手順書等がありませんでした。そのため今回、「持分法投資損益計算手順書」及び「持分法投資損益計算シート」を新たに制定し、当社の非連結子会社・関連会社のケース、関連会社の子会社のケース、債務超過の非連結子会社等のケースに場合分けして計算することとしました。

「持分法投資損益計算手順書」及び「持分法投資損益計算シート」と併せて概要記載の「決算業務チェックシート（持分法投資損益の計算）」を新たに制定し、当該チェックシートに持分法の適用方法に関する会計基準、実務指針等の規定を記載し、計算が当該会計基準、実務指針等の規定と整合しているか確認できるようにしました。経理部担当者は計算がその規定と整合しているか確認し、経理課長は、チェックシート記載の会計基準および実務指針等の規定が適切であり、計算がその規定と整合することを確認し、経理部長が再確認するプロセスを構築し、内部統制評価の対象としました。

当該持分法プロセスに基づく運用は平成26年3月期第3四半期決算より実施しており、今後、四半期決算毎に継続して実施してまいります。当該第3四半期決算時点における整備・運用状況の自己点検を経理部において実施し、監査室による内部統制評価を実施しました。また、当該期末決算時点における整備・運用状況につきましても自己点検を経理部において実施し、監査室による内部統制評価を実施しました。当該両評価において監査室から不備に係る指摘事項はありませんでした。

しかしながら、当該持分法プロセスに係る部分につき、平成26年5月14日に公表いたしました「平成26年3月期決算短信〔日本基準〕（連結）」の記載内容につき一部訂正を翌日の5月15日に公表いたしました。訂正内容等の詳細は以下に記載した「⑬内部統制プロセスに関する改善」にて説明いたします。

「決算業務チェックシート」及び計算根拠資料等を一つのファイルとした資料（「連結決算関連資料」）を各四半期及び年度末決算で作成することといたしました。当該関連資料中の決算業務チェックシートに業務内容を記述し、計算根拠資料等とともに確認することで引継ぎが適切に行えるようにいたします。今後担当業務の引継ぎが適切に行えるよう内容について継続的に見直しを図り、また、連結決算作業以外の業務も含めた担当業務の引継ぎに関し制定した「経理業務引継要領」（平成26年6月1日制定施行）に基づき適切に担当業務の引継を行う体制を維持してまいります。

③ 持分変動益の計上処理に関する改善

【改善報告書に記載した改善措置】

持分変動損益相当額を算定する計算資料上に、該当する持分法の適用方法に関する会計基準、実務指針等の規定を確認できるようにします。

持分変動があった年度については、経理部担当者は当該資料で持分法変動損益変動額を算定する旨を「連結財務諸表作成要領」を改訂し記載します。

経理課長は、当該資料に記載の会計基準および実務指針等の規定が適切であることを確認し、その計算及び表示がその規定と整合しているかを確認するものとし、経理部長が再確認をし、そのプロセスを内部統制評価の対象とします。

【実施状況】

当社は平成23年3月期において、持分法適用会社の持分が変動した際の持分変動益を、本来持分法投資利益として営業外収益とすべきところを「負ののれん発生益」として特別利益に計上しました。経理部担当者が持分法会計に関する基準を確認せず、連結子会社における処理と類推して臨時・多額の負ののれん計上益は特別利益と誤解し、経理部管理職のチェックも漏れたことが原因です。本来は持分法に関する会計基準を具体的に斟酌して会計処理を検討する必要がありました。この問題を踏まえ、上記「②連結子会社の保有する持分法適用会社株式に係る少数株主持分の処理に関する改善」のとおり、「持分法投資損益計算手順書」及び「持分法投資損益計算シート」と併せて概要記載の「決算業務チェックシート（持分法投資損益の計算）」を新たに制定し、当該チェックシートに持分変動に伴う持分法の適用方法に関する会計基準、実務指針等の規定を記載し、確認できるようにしました。

また、「連結財務諸表作成要領」において、持分変動があった年度については経理部担当者は当該資料で持分法変動損益変動額を算定し、当該変動額を持分法による投資損益として営業外損益に計上する旨、改訂を実施しました。（平成26年1月27日改訂施行）

持分変動が生じた際、経理課長は、チェックシート記載の会計基準および実務指針等の規定が適切であり、計算及び表示がその規定と整合することを確認し、経理部長が再確認するプロセスを構築し、内部統制評価の対象としました。

持分法プロセスを構築した平成26年3月期第3四半期決算以降現在まで持分変動の事象は生じておりません。今後、持分変動が生じた際は、当該プロセスに従い計算、確認を適正に実施し、内部統制評価を実施します。

④ 持分法適用会社の工事損失引当金等、持分法適用会社の個別財務諸表の修正に関する改善

【改善報告書に記載した改善措置】

当社経理部、持分法適用会社経理部、当社会計監査人並びに、持分法適用会社社会計監査人にて四半期での課題認識を共有化するためのミーティングを3ヶ月に一度開催し、その中で引当金等の重要な会計事象についての情報の共有化を図ります。

【実施・運用状況】

持分法適用会社と当社との間で、特に重要性を持つと考えられる引当金の情報の入手が不十分であったことを踏まえ、当社経理部、持分法適用会社経理部、当社会計監査人並びに、持分法適用会社会計監査人の4者協議を平成26年1月以降2回開催し、その中で引当金等の重要な会計事象についての情報の共有化を図りました。

具体的な協議内容は以下のとおりです。

平成26年1月16日開催の4者協議において、平成26年3月期第3四半期決算における持分法適用会社及び持分法適用会社の子会社の持分法適用方針、持分法適用会社の工事損失引当金等の最新情報、新会計基準（退職給付会計）の対応状況、今後の四半期決算毎に必要な資料等につき協議し、情報を共有しました。

平成26年3月17日開催の4者協議において、平成26年3月期期末決算における持分法適用会社及び持分法適用会社の子会社の持分法適用方針、持分法適用会社の工事損失引当金等の最新情報、新会計基準（退職給付会計）適用に伴う必要提出資料等につき協議し、情報を共有しました。

こうした情報共有の結果、連結決算に重要な影響を与える事象について漏れなく必要な資料を収集し、会計処理を行うことができるようになりました。

6月末開催予定であった4者協議は日程調整により7月中旬に開催予定となっております。

今後も継続して3ヶ月に一度ミーティングを開催し、情報の共有化を図ってまいります。

⑤ 子会社保有の親会社株式減損に係る税効果等、会計基準に直接定めのない事象に関する改善

【改善報告書に記載した改善措置】

会計監査人の指導のもとに、税効果会計の規定を新設するとともに、決算・財務報告プロセスにおいて独立した税効果会計プロセスを新設し、内部統制評価の対象とします。

親会社株式の減損にかかる税効果会計のように、会計基準等に直接的な定めのない事象については、会計基準や実務指針等からあるべき会計処理の考え方の整理を行い、連結の税効果算定資料上に当該整理を記録します。経理課長は、当該資料にて決定した連結税効果の処理を税効果会計の会計基準及び実務指針等の考え方に照らして適切か、また計算は当該検討結果と整合しているかを確認し、さらに経理部長が再確認をし、そのプロセスを内部統制評価の対象とします。

【実施状況】

当社にはこれまで税効果会計に係る規程及び決算財務報告プロセスにおける税効果会計の独立したプロセスが存在していませんでした。そのため今回、会計監査人及び以下の「⑫専門家の活用に関する改善」に記載する有限責任監査法人トーマツの指導のもとに「税効果会計処理要領」を新たに制定しました。（平成26年3月30日制定施行）

税効果プロセスについて、それまで利用していた連結の税効果算定資料（繰延税金資産の明細）に併せて概要記載の「決算業務チェックシート（税効果会計）」を新たに制定し、当該チェックシートに連結における税効果会計に関する会計基準、実務指針及び新たに制定した「税効果会計処理要

領」の規定を記載し、確認できるようにしました。また、親会社株式の減損にかかる税効果会計のように、会計基準等に直接的な定めのない事象については、以下の「⑬内部統制プロセスに関する改善」に記載する「非経常案件対応プロセス」にて会計基準や実務指針等からあるべき会計処理の考え方の整理を行い、記録することとしました。これに従い、今回過年度決算訂正の対象となった事象について、その再発を防止するため、会計上で評価損を計上した際の税効果について税務上損金算入、不算入の場合に分けて連結の税効果算定資料（繰延税金資産の明細）上に当該整理の事例を記載し、経理部担当者が類似事象発生時に確認できるようにしました。

経理課長は、チェックシート記載の会計基準及び実務指針等や連結の税効果算定資料（繰延税金資産の明細）にて決定した連結税効果の処理を税効果会計の会計基準及び実務指針等の考え方に照らして適切か、また計算は当該検討結果と整合しているかを確認し、経理部長が再確認するプロセスを構築し、内部統制評価の対象としました。

税効果プロセスを構築した平成26年3月期第3四半期決算以降現在まで、過年度決算訂正の対象になった親会社株式の減損は生じておりません。今後、親会社株式の減損にかかる税効果会計のように、会計基準等に直接的な定めのない事象が生じた際は、当該プロセスに従い計算し、確認を行います。また、当該プロセスについて内部統制評価を実施します。

⑥ 持分法適用会社の留保利益に係る税効果等、複雑な会計処理に関する改善

【改善報告書に記載した改善措置】

会計監査人の指導のもとに、税効果会計の規定を新設するとともに、決算・財務報告プロセスにおいて独立した税効果会計プロセスを新設し、内部統制評価の対象とします。

会計基準や実務指針等の整理を行い、連結の繰延税金負債算定資料上に当該整理を記録します。経理課長は、当該資料にて決定した連結税効果の処理を該当する税効果会計の会計基準及び実務指針等の規定が適切か、また経理部担当者の計算結果は当該規定と整合しているかを確認し、経理部長が再確認をし、そのプロセスを内部統制評価の対象とします。

【実施状況】

当社における従前の状況、また、新設した税効果プロセスについては上記「⑤子会社保有の親会社株式減損に係る税効果等、会計基準に直接定めのない事象に関する改善」のとおりであります。経理部担当者が会計基準及び実務指針等を十分理解しないまま会計処理を行っていた問題を踏まえ、過年度決算訂正の対象となった「持分法適用会社の留保利益に係る繰延税金負債の計算及び計上方法の誤り」のような複雑な会計処理については以下の「⑬内部統制プロセスに関する改善」に記載する「非経常案件対応プロセス」及び「新基準・改定基準対応プロセス」にて会計基準や実務指針等からあるべき会計処理の考え方の整理を行い、記録することとしました。これに従い、今回過年度決算訂正の対象となった事象について、その再発を防止するため、持分法適用会社の株式を一部売却する場合について、連結の税効果算定資料（繰延税金資産の明細）上に当該整理の事例を記載し、経理部担当者が類似事象発生時に確認できるようにしました。

経理課長は、連結の税効果算定資料（繰延税金資産の明細）にて決定した連結税効果の処理について、チェックシートに整理記録した該当する税効果会計の会計基準及び実務指針等の規定が適切か、また経理部担当者による計算結果は当該規定と整合しているかを確認し、更に経理部長が再確認するプロセスを構築し、内部統制評価の対象としました。

税効果プロセスを構築した平成 26 年 3 月期第 3 四半期決算以降現在まで、過年度決算訂正の対象になった持分法適用会社の株式の売却はありません。今後、留保利益に係る税効果のような複雑な会計処理が生じた際は、当該プロセスに従い計算し、確認を行います。また、当該プロセスについて内部統制評価を実施します。

⑦ 子会社の繰延税金資産の計算に関する改善

【改善報告書に記載した改善措置】

会計監査人の指導のもとに、税効果会計の規定を新設するとともに、決算・財務報告プロセスにおいて独立した税効果会計プロセスを新設し、内部統制評価の対象とします。

繰延税金資産の回収可能性判定資料上で監査委員会報告第 66 号上の繰延税金資産の回収可能性の会社区分を参照できるように列挙し、決算期ごとに確認できるようにします。

回収可能性の会社区分に従った取扱いを、経理部担当者が每期確認した上で算定を行うようにいたします。

経理課長は、当該資料にて決定した連結税効果の処理を該当する税効果会計の会計基準及び実務指針等の規定が適切か、また経理部担当者の計算結果は当該規定と整合しているかを確認し、経理部長が再確認をし、そのプロセスを内部統制評価の対象とします。

【実施・運用状況】

当社における従前の状況、また、新設した税効果プロセスについては上記「⑤子会社保有の親会社株式減損に係る税効果等、会計基準に直接定めのない事象に関する改善」、「⑥持分法適用会社の留保利益に係る税効果等、複雑な会計処理に関する改善」のとおりであります。

経理部担当者が「税効果会計に関する実務指針（個別並びに連結）」を十分理解しないまま、繰延税金資産の回収可能性の区分について誤った認識に基づいて処理を行っていたことを踏まえ、監査委員会報告第 66 号上の繰延税金資産の回収可能性の会社区分について、会社区分の判定根拠事例を盛り込んだ「会社区分判定表」（連結対象会社統一様式）を作成しました。作成した「会社区分判定表」に基づき、連結対象会社に会社区分を判定させ、当該資料に基づいた会社区分を連結の税効果算定資料（繰延税金資産の明細）に列挙し当社にて経理部担当者が確認した上で連結税効果の算定を行うようにしました。

経理課長は、連結の税効果算定資料（繰延税金資産の明細）にて決定した連結税効果の処理について、チェックシートに整理記録した該当する税効果会計の会計基準及び実務指針等の規定が適切か、また経理部担当者の計算結果は当該規定と整合しているかを確認し、更に経理部長が再確認するプロセスを構築し、内部統制評価の対象としました。

当該税効果プロセスに基づく運用は平成26年3月期第3四半期決算より実施しており、今後、四半期決算毎に継続して実施してまいります。当該第3四半期決算時点における整備・運用状況の自己点検を経理部において実施し、監査室による内部統制評価を実施しました。また、当該期末決算時点における整備・運用状況につきましても自己点検を経理部において実施し、監査室による内部統制評価を実施しました。当該両評価において監査室から不備に係る指摘事項はありませんでした。

⑧ 持分法会計及び税効果会計に関する専門的知識向上に関する改善

【改善報告書に記載した改善措置】

持分法会計及び税効果会計に関する事項は高度な専門知識と実務処理能力が求められますので、今後は担当者やそれを確認する上席者がそれらを十分修得できるよう、既に加している財務会計基準機構や監査法人等が実施するセミナーや講習会に積極的に参加する機会の提供等教育体制の充実を図り、経理に関する知識や会計基準の改定等、また開示に関する実務レベルの向上を図って参ります。同時にセミナーに参加した社員による勉強会を開催することにより受講内容を広くフィードバックすることで、受講社員のみならず経理部全体のレベルアップを図ります。

経理及び会計、さらには開示関連知識や技能水準レベルの引き上げの一環として、簿記や建設業経理士等の資格取得を一層推進いたします。

【実施・運用状況】

当社において、会計諸規則や各種実務指針等を十分理解しないまま会計処理を行った反省を踏まえ、専門的知識の向上のため、財務会計基準機構等が実施するセミナー、及び、当社会計監査人の協力により、同監査法人が主催するセミナー等を紹介してもらうなど、平成26年2月以降積極的に参加してまいりました。

当社では、従前も、社外セミナーの受講は随時実施していたものの、受講後において経理部内での情報共有を図っていなかったため、受講者個人の知識レベルは向上しても経理部全体の知識レベルの向上には直接的に結びついていませんでした。この状況を踏まえ、社外セミナー受講後はセミナー受講報告の作成を徹底し、セミナーに参加した社員による勉強会の開催等により受講内容を広くフィードバックすることで、受講社員のみならず経理部全体のレベルアップを図る体制としました。

また、経理部の会計知識のレベルアップのため、社外のセミナー受講のみならず経理部長代理を講師として経理担当者全体を対象とした勉強会も開催しました。

さらに、今回の過年度決算訂正における2つの大きな事象である、持分法会計、税効果会計について、以下の「⑩専門家の活用に関する改善」に記載する有限責任監査法人トーマツと平成25年12月27日にコンサルタント契約を締結し、経理部や管理部門及び連結子会社経理担当者等を対象として、持分法会計に関する研修、税効果会計に関する研修等を実施しました。

さらにまた、経理及び会計さらには開示関連知識や技能水準について個人レベルの引き上げに関し、平成26年9月実施予定の建設業経理士試験をはじめとした各種検定を通じて資格の取得を目指

しております。

なお、平成26年1月以降のセミナー受講等の実施状況は以下のとおりです。

◇社外セミナーの受講状況

開催日	セミナー名	参加者
平成26年2月17日	次世代EDINET直前セミナー	2名
平成26年2月19日	平成26年度税制改正の概要	2名
平成26年2月24日	平成25年度決算留意事項セミナー	2名
平成26年3月5日	平成26年度税制改正セミナー	1名
平成26年3月6日	2014年決算 直前対策セミナー	2名
平成26年3月18日	平成26年度税制改正の解説	2名
平成26年3月24日	平成26年3月決算のための会計・税務セミナー	1名
平成26年4月3日	有価証券報告書の作成要領	2名

◇社外セミナーフィードバック実施状況

開催日	対象セミナー名	参加者
平成26年2月20日	次世代EDINET直前セミナー	6名※1
平成26年3月10日	平成26年度税制改正の概要 平成25年度決算留意事項セミナー 平成26年度税制改正セミナー 2014年決算 直前対策セミナー	14名※2
平成26年3月27日	平成26年度税制改正の概要 2014年決算 直前対策セミナー	23名※3
平成26年3月27日	平成26年度税制改正の概要	35名※4

※1 参加人数には講師であるセミナー参加者2名を含みます。

※2 経理部のほか連結子会社経理担当者を含みます。また、参加人数には講師であるセミナー参加者2名を含みます。

※3 経理部のほか連結子会社経理担当者を含みます。また、参加人数には講師であるセミナー参加者2名を含みます。

※4 経理部のほか管理部門及び連結子会社経理担当者を含みます。また、参加人数には講師であるセミナー参加者1名を含みます。

◇経理部勉強会実施状況

開催日	勉強会テーマ	参加者
平成 26 年 1 月 14 日	連結決算の基礎講座	13 名※
平成 26 年 1 月 27 日	連結財務諸表作成要領改訂説明会	13 名※

※ 参加者人数には講師である経理部長代理を含みます。

◇有限責任監査法人トーマツによる研修会実施状況

開催日	研修テーマ	参加者
平成 26 年 1 月 17 日	税効果会計の実践	26 名※
平成 26 年 2 月 27 日	連結・持分法に係る税効果会計	15 名※
平成 26 年 3 月 27 日	法人税の基礎知識	24 名※

※ 経理部のほか管理部門及び連結子会社経理担当者を含みます。

⑨ 経理部内でのチェック体制に関する改善

【改善報告書に記載した改善措置】

相互チェックを可能にするため、及び経理知識及び実務レベル向上のため、平成 26 年 1 月よりまず経理部内で他の業務を担当する管理職および担当者を連結決算業務と兼任させ、平成 26 年 1 月より連結作業業務経験者等を 1 名増員し、複数の体制をとり業務の引継を可能とする体制とし、本決算の終了する平成 26 年 7 月にローテーションを実施し、その後は 3 年間で一つの目安とした定期的なローテーションを実施してまいります。

【実施・運用状況】

「本報告書 1. 改善報告書の提出の経緯（3）不適正開示の発生原因の分析⑨」記載のとおり、これまでの当社は、連結決算作業においては常に時間に追われ予定通りに完了させることに集中した結果、前回の作業を踏襲して行い、担当者は長く同一業務を担当している状況にありました。また、経理部内における担当職務につきましても、定期的なローテーションが行われず他に業務を理解している適切な担当者及び役職者が不在であったため、部内で相談及び協議を行うなど有効な相互チェックを実施することができませんでした。

こうした現状を踏まえ、平成 26 年 1 月（平成 26 年 3 月期第 3 四半期決算）より、単体決算担当である経理課長に連結決算業務における連結範囲の重要性判定の確認及び承認、また、同様に単体決算担当である経理担当者に連結決算業務における連結範囲の重要性判定の作業、内部取引の相殺消去の確認の担当とし、連結決算業務と兼任させました。今後随時連結決算業務の経験者の拡充及び関連知識の深化を図ってまいります。

また、平成 26 年 1 月より連結決算業務及び内部統制構築業務を経験した管理職を 1 名増員し、管理職 3 名の体制とすることで、従前の 2 名の管理職の業務負担の軽減等をはかり、時間的な余裕を持たせ、業務の引継を可能とする体制としました。増員した管理職には主に連結決算業務に関する

確認を実施させました。具体的には、平成26年3月期第3四半期決算における連結仕訳内容を確認し、改善措置概要説明記載のとおり「連結決算関連資料」を構築し、整備・運用状況につき自己点検を実施しました。また、期末決算時にも構築した「連結決算関連資料」に基づく整備・運用状況につきまして自己点検を実施しました。

さらに、平成26年4月1日付で経理部内で管理職を1名昇任し、管理職4名の体制としました。こうした体制の下、新たに制定した「経理業務引継要領」等に基づき、平成26年7月にまず、経理部内における担当職務のローテーションを実施します。ローテーションにつきましては会社内における部門間異動やグループ会社間の異動も想定しており、これらについては今後、定期人事異動等にて随時実施する予定です。

今後につきましても複数名による体制をとり、3年間でひとつの目安に、定期的なローテーションを実施し、他の業務を理解できる機会を提供することで、部内での相談、協議及び相互チェックが可能となる体制の構築を継続してまいります。

⑩ 監査役と会計監査人とのコミュニケーションに関する改善

【改善報告書に記載した改善措置】

当社監査役が会計監査人及び持分法適用会社会計監査人が行う会計監査に立会う際にこれらの会計監査人とのコミュニケーションを従前以上に強化し、会計監査人とは3ヶ月に一度、持分法適用会社会計監査人とは6ヶ月に一度意見交換会または監査結果説明会を開催するなど定期的に情報交換ができる体制とします。

【実施・運用状況】

会計監査人から監査役に対して、会計監査人の品質管理に関する説明及び監査結果説明書による説明がなされるようになったのは平成24年3月期からで、年に2回ほどの実施でありました。また、監査役と持分法適用会社会計監査人とは直接的な関わりはなく、コミュニケーションが不足しておりました。

こうした反省を踏まえ、当社監査役と会計監査人とは、平成26年1月17日に第2四半期決算レビュー報告会（過年度決算訂正により開催が平成26年1月となりました。）、平成26年2月17日に第3四半期決算レビュー報告会、また、平成26年5月29日に期末決算監査報告会を開催し情報交換を実施しました。

また、持分法適用会社会計監査人との情報交換に関しては、平成26年3月17日に当社会計監査人への持分法適用会社会計監査人による監査報告会に立ち会い情報交換を実施しました。（平成25年12月25日提出「改善報告書」（別紙2）改善措置の実施スケジュールにおいては平成26年2月開催予定となっておりましたが、当社会計監査人と持分法適用会社会計監査人の日程調整により平成26年3月開催となりました。）

今後も会計監査人とは3ヶ月に一度、持分法適用会社会計監査人とは6ヶ月に一度の頻度で意見交換会または監査結果説明会を開催するなど定期的な情報交換ができる体制を維持してまいります。

⑪ 経理部と会計監査人とのコミュニケーションに関する改善

【改善報告書に記載した改善措置】

今後、会社にとって新たな会計事象や発生頻度の少ない会計事象が発生した時は根拠条文を確認した上で随時会計監査人との意見交換を行い、指摘を受けた事項についても根拠条文を確認することで、誤った会計処理を行わないよう努めてまいります。

また、会計基準や実務指針の新設や改定等が行われた場合には、会計監査人と情報を共有するとともに、十分理解を深めた上で会計処理を行ってまいります。

【実施・運用状況】

「本報告書1.改善報告書の提出の経緯(3)不適正開示の発生原因の分析⑪」記載のとおり、これまで当社においては新規事案並びに重要案件について、会計監査人との事前のコミュニケーションが不足していました。この反省を踏まえ、今後は会計監査人と情報を共有するとともに、十分理解を深めた上で会計処理を行ってまいります。

改善報告書提出後の平成26年1月以降、当社と会計監査人さらに持分法適用会社並びに持分法適用会社会計監査人による4者協議を随時開催し、非経常的な会計事象及び会計基準の改訂への対応等意見交換を行ってまいりました。

平成26年1月16日開催の4者協議においては佐藤工業の訴訟案件や工事損失引当金等の状況を確認し情報を共有するとともに、平成26年3月期第3四半期決算において根拠条文を確認し持分法損益の計算を実施しました。また、同4者協議においては退職給付会計基準改正の対応について、平成25年8月26日に開催した当社、当社会計監査人及び持分法適用会社で協議した議事録に基づき、根拠条文の確認及び平成26年3月期期末決算時における佐藤工業の損益の取込方法及び提出資料等の確認を行いました。

平成26年3月17日開催の4者協議においては佐藤工業の訴訟案件や工事損失引当金等の状況を確認し情報を共有するとともに、また退職給付会計基準改正の対応について、平成26年1月の協議時に引き続き平成26年3月期期末決算時における佐藤工業の取込方法及び提出資料等の確認を行いました。

平成26年3月17日開催の4者協議終了後、当社と会計監査人で、上記4者協議内容も踏まえた平成26年3月期期末決算時の留意点につき協議し、期末の決算処理の確認を行いました。

さらに、平成26年4月21日、当社と会計監査人で持分法適用会社及び持分法適用会社の子会社の決算補正について協議・確認とともに根拠条文の確認を行った上で、平成26年3月期の決算処理を行いました。

⑫ 専門家の活用に関する改善

【改善報告書に記載した改善措置】

今後、特殊な会計事象等が発生した場合には、会計監査人のみならず、その他外部の専門家等の

アドバイスや見解等も参考にすることにより、今回のような誤謬を起こさない厳正な会計処理に努めてまいります。具体的には有限責任監査法人トーマツとコンサルタント契約を平成 25 年 12 月に締結し、会計知識の教育を担当させるとともに、新規事案や重要事案について抽出された疑問点について、アドバイスを聞ける体制とします。

【実施・運用状況】

「本報告書 1. 改善報告書の提出の経緯（3）不適正開示の発生原因の分析⑫」記載のとおり、これまで当社では必要に応じて、会計監査人以外の監査法人等の外部の専門家とコミュニケーションできる体制がなく、新規事案や重要事案について疑問点が十分に抽出できず、また抽出した疑問点についても十分な解消ができない状況でした。この状況を踏まえ、平成 25 年 12 月 27 日に有限責任監査法人トーマツとコンサルタント契約を締結し助言・指導等を得られる体制をとりました。

上記「⑧持分法会計及び税効果会計に関する専門的知識向上に関する改善」のとおり、これまで 3 回研修会を実施し、会計知識の向上を図っております。

また、契約締結日以降に頂いた主な助言等の内容は以下のとおりです。

- ・平成 25 年 12 月 25 日提出「改善報告書」の内容を踏まえ、実施すべき研修内容について提案
- ・上記の「⑦子会社の繰延税金資産の計算に関する改善」における「会社区分判定表」の内容・様式についての助言
- ・以下の「⑬内部統制プロセスに関する改善」に記載する決算・財務報告プロセスの整備状況の再確認の手法に関し、「リスクの高い会計上の見積り項目」プロセス再確認の助言
- ・「連結財務諸表作成要領」、「税効果会計処理要領」の内容についての助言
- ・以下の「⑬内部統制プロセスに関する改善」に記載する決算・財務報告プロセスの整備状況の再確認の手法に関し、直近公表の「企業会計基準」について重要な論点に係る会計処理の再確認実施の助言
- ・消費税法改正に伴うリース会計処理についての助言

今後も新規事象や重要案件について会計処理等の疑問が生じた場合は、助言等を求め疑問点等を解消し適切な会計処理を行ってまいります。

⑬ 内部統制プロセスに関する改善

【改善報告書に記載した改善措置】

経理部にて平成 26 年 2 月を目処に整備状況の再確認を行い運用後、会計基準に適合しないプロセスの発見・改善を図り、監査室による内部統制評価を経て会計監査人の監査を受けます。

新しい会計基準の適用時、及び会計基準変更時における、事前の担当者及び管理者の教育、担当者が適切な会計基準等に準拠して会計処理を行うこと、管理者は担当者が適切な会計基準等に準拠して会計処理をしているかを確認すること、会計監査人とのコミュニケーションを内容とする確認

プロセスを新たに設定し、内部統制評価の対象とします。

また、非経常な案件であっても、経理部長が単独で判断することなく、必ず経理部内での協議を経て、担当者が作業を行い、経理部管理職、経理部長が確認をするプロセスといたします。

上記のプロセスを設定し、内部統制評価の対象とすることで監査室のチェックの対象から漏れることを防止します。

なお、上記プロセスの構築に際し、必要に応じて内部統制構築経験者の応援を得るか、外部専門家の支援を検討します。

【実施・運用状況】

(当社単体及び連結決算に関する内部統制の整備状況の再確認)

内部統制プロセスについて、上記「⑨経理部内でのチェック体制に関する改善」のとおり、平成26年1月より連結決算業務及び内部統制構築経験者である管理職を1名増員し、連結決算業務について確認を実施させました。具体的には、平成26年3月期第3四半期決算における連結仕訳内容を確認し、改善措置概要説明記載のとおり「連結決算関連資料」を構築し、整備・運用状況につき自己点検を実施し、監査室による内部統制評価を実施しました。監査室から不備に係る指摘事項について平成26年3月末までに改善を実施しました。

その他の決算・財務報告プロセスにおける会計基準に適合しないプロセスの発見・改善等整備状況の再確認については、既存の内部統制業務処理統制文書について文書内容を再確認（整備状況確認）し、期中に実施した経理部自己点検内容および監査室評価内容を確認（運用状況確認）しました。

上記その他の決算・財務報告プロセスの再確認を平成26年2月末までに実施し、検出した不備事項について平成26年3月末までに改善を実施しました。

(連結子会社2社の見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る内部統制の整備状況の再確認)

既存の内部統制業務処理統制の整備・運用状況の再確認実施後、上記「⑩専門家の活用に関する改善」のとおり、有限責任監査法人トーマツの助言に基づき、内部統制報告制度における業務処理統制評価対象拠点である当社以外の連結子会社2社につき、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスを対象として、内部統制業務処理統制文書について文書内容を再確認（整備状況確認）し、期中に実施した経理部自己点検内容、監査室評価内容及び平成26年3月期第3四半期決算会計処理実施内容を確認（運用状況確認）しました。

上記の再確認を平成26年2月末までに実施し、検出した不備事項について平成26年3月末までに改善を実施しました。

上記の再確認が終了後、さらに、有限責任監査法人トーマツの助言に基づき、直近公表の企業会計基準について当社グループに影響を及ぼす可能性のあるものを選定し、基準内容を再確認し会計処理との整合性を確認しました。選定した会計基準は以下のとおりです。

- ・リース取引に関する会計基準（企業会計基準第13号）

- ・資産除去債務に関する会計基準（企業会計基準第18号）
- ・研究開発費等に係る会計基準
- ・会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準（企業会計基準第24号）
- ・包括利益の表示に関する会計基準（企業会計基準第25号）
- ・退職給付に関する会計基準（企業会計基準第26号）

上記基準と会計処理の整合性の確認を平成26年3月半ばまでに実施し、検出した不備事項について平成26年3月末までに改善を実施しました。

（内部統制評価）

上記のとおり再確認を実施した決算・財務報告プロセスの期末決算時点の整備・運用状況、及び3月末までに実施した改善状況について、監査室による内部統制評価を5月上旬に実施しました。監査室から不備に係る指摘事項はありませんでした。

（新基準・改訂基準対応プロセスの整備について）

新しい会計基準の適用時、及び会計基準変更時の対応につきましては、会計監査人及び関係会社等と十分に協議を行い、方針決定次第経理部内で協議し情報を共有し、共有後担当者が適切な会計基準等に準拠して会計処理を行い、管理者は担当者が適切な会計基準等に準拠して会計処理をしているか確認するという一連のプロセスを「決算業務チェックシート（新基準・改定基準の適用状況の確認）」にて制定し、内部統制評価の対象としました。平成26年3月期期末決算時における退職給付会計の新基準への対応につきましては、過去の当社IFRS導入プロジェクトにてアドバイザー一先から受けた教育内容の再確認を実施し、また、担当者が平成26年1月23日に当社の年金数理人より新基準の解説を受け、その解説内容につき経理部内に同資料を回付し知識の向上を図りました。また、上記「④持分法適用会社の工事損失引当金等、持分法適用会社の個別財務諸表の修正に関する改善」、「⑩経理部と会計監査人とのコミュニケーションに関する改善」のとおり、4者協議等により当該新基準対応の協議を実施し、こうした状況を踏まえ、平成26年3月期期末決算時に会計処理を実施しました。

（非経常案件対応プロセスの策定について）

非経常な案件の対応につきましても、必ず経理部内での協議を経た上で、担当者が作業を行い、経理部管理職、経理部長が確認をするプロセスを「決算業務チェックシート（非経常案件の適用状況の確認）」にて制定し、内部統制評価の対象としました。平成26年3月期期末決算時における非経常案件への対応につきましては、案件について経理部内で情報を共有し、当該チェックシートに列挙し、期末決算時において担当者の会計処理の漏れ、誤り等がないか、経理課長が確認し、経理部長が再確認いたしました。

（内部統制評価）

当該両プロセスの運用は平成26年3月期第3四半期決算より実施しており、今後も、四半期決算毎に継続して実施してまいります。当該第3四半期決算時点における整備・運用状況の自己点検を経理部において実施し、監査室による内部統制評価を実施しました。また、当該期末決算時点における整備・運用状況につきましても自己点検を経理部において実施し、監査室による内部統制評価を実施しました。当該両評価において監査室から不備に係る指摘事項はありませんでした。

◇「平成26年3月期決算短信〔日本基準〕(連結)」の訂正について

このたびの平成26年3月期の決算において、当社では昨年行いました過年度決算の訂正に対する反省を踏まえ、新たに「持分法プロセス」、「新基準・改訂基準対応プロセス」を構築し、それらに基づく運用を行い、監査室の内部統制評価においても不備に係る指摘事項はない状態で期末決算処理を終了し、平成26年5月14日に決算短信を公表いたしました。

しかしながら、公表後に、当社内の自己点検において、退職給付会計の新基準の適用に係る部分に関し誤りを検出したことから、「平成26年3月期決算短信〔日本基準〕(連結)」の一部訂正を翌日の5月15日に公表いたしました。

訂正の事象の内容といたしましては、持分法適用会社の退職給付会計に係る未認識差異項目について有利差異が発生しているにも関わらず、不利差異と誤認し「関係会社株式」及び「退職給付に係る調整累計額」(包括利益)をマイナス計上してしまいました。

今回構築した「持分法プロセス」において新たに制定した「持分法投資損益計算シート」の確認を経理課長と経理部長が二重に行うところ、決算処理プロセスの移行過渡期であったことから、作業を「担当者」と「経理課長」が共同で実施したため、経理課長の確認が自己点検となり、二重の確認が不十分な状況でありました。そうした状況を踏まえ、当該プロセスについて連結財務諸表作成終了後も経理課長が繰り返し自己点検を実施している中で、5月14日の自己点検で計算内容の誤りを検出し、翌日の訂正となりました。

当該事象の発生原因は、今回制定した「持分法投資損益計算シート」に退職給付会計新基準における未認識差異項目を関連会社から入手した資料に基づき仕訳金額を入力する仕組みとしており、未認識差異についての仕訳を入力する際、不利差異と誤認し符号を誤り入力してしまいました。

当該事象への改善措置といたしましては、提出された外部計算書類の内容に基づき、制定した「持分法投資損益計算シート」の未認識差異を計算するシートにて再計算を実施し、有利差異・不利差異を適正に確認できるようにし、当該シートの計算結果が仕訳に連動するように「持分法投資損益計算シート」を改訂することで、未認識差異項目転記時の有利差異・不利差異の判断ミスを防止いたします。また、今回構築した一連のプロセスにおける統制の「キーワード」である「担当者が作業を行い」、「経理課長が確認し」、「経理部長が再確認する」というルールを改めて徹底してまいります。

◇「平成26年3月期決算短信〔日本基準〕(連結)」の再訂正について

当社は平成26年5月14日に公表いたしました「平成26年3月期決算短信〔日本基準〕(連結)」

の一部訂正を平成26年6月19日に公表いたしました。訂正の事象は、財務諸表数値の誤りではなく、主に連結財務諸表上の表示方法の誤りや連結財務諸表注記の記載誤り及び記載漏れであり、以下の6点です。

- a. 自己株式数の計算の誤り
- b. 土地再評価差額金取崩しに係る連結包括利益計算書及び連結株主資本等変動計算書の表示の誤り
- c. 連結キャッシュ・フロー計算書における「補助金の受取額」の独立掲記に伴う前連結会計年度分にかかる当該項目の組替漏れ
- d. 連結財務諸表に関する注記（連結貸借対照表関係）及び（連結損益計算書関係）の一部について、基礎資料からの転記、及び基礎資料の誤り
- e. セグメント情報におけるセグメント間内部売上高の計算の誤り
- f. 「会計方針の変更」記載の退職給付会計基準等の適用に係る、1株当たりの純資産の変動についての注記の記載漏れ

当社では決算短信訂正の発生原因を次のように分析しております。

まず、当社経理部内のチェック体制として、連結財務諸表及び開示に係る基礎資料の作成担当者と開示担当者が同一であった箇所があり、二重の確認が不十分となっていました。

決算作業の進め方としても、連結財務諸表作成終了後に作成した開示に係る基礎資料、また、基礎資料に基づいて作成した決算短信の確認という一連の工程において、初動の遅れから確認作業に十分な時間を確保することができませんでした。

また、今回の改善においては、改善報告書に記載した改善措置の内容に則り連結財務諸表作成プロセスにおける改善を行いました。開示に関する業務プロセスの構築が不十分であったため、確認作業に漏れが生じてしまいました。

当該事象に対して、当社では今後、次の改善措置を実施いたします。

まず、開示に係る基礎資料作成担当者と開示担当者が同一であることについては、平成27年3月期第1四半期決算より開示に係る基礎資料作成担当者と開示担当者の職務分担を明確化し、相互チェックが可能となる体制とします。その体制に向け、現在コンサルタント契約を締結している有限責任監査法人トーマツによる開示に関する研修会を7月中に実施し開示実務経験のない担当者も含めた経理部員全体の開示に関する知識レベルの向上を図ります。また、開示実務経験のある経理課長、経理部長について開示に関するセミナー等に参加させることなどで、再教育を図り、確認作業に参加させるなど、平成27年3月期第1四半期決算より複数人による確認作業を行う体制とします。

確認作業の初動の遅れにつきましては、当社及び関係会社ともに決算書作成工程を見直すとともに、会計監査人とも協議し監査日程等の見直しを図り、決算並びに監査日程の一層の早期化を図ります。早期化した日程に基づき、連結財務諸表作成から決算短信作成及び監査の一連の作業を前倒

しで実施し、決算短信開示までの期間について時間を捻出することで、開示に係る基礎資料や原始資料も含め、確認作業に十分な時間を確保いたします。

また、開示に関する業務プロセスの構築につきましては、連結財務諸表作成の根拠資料と注記等の開示の整合性や連結財務諸表と単体財務諸表の整合性の確認、表示方法の変更に伴う前期数値の組替確認、注記資料の内容確認、開示上の記載と根拠資料の確認等について、内部統制文書にチェックポイントを追加することにより、確認漏れを防止いたします。

(2) 改善措置の実施状況及び運用状況に対する上場会社の評価

過去の決算数値を訂正し、過年度有価証券報告書、決算短信等の一部訂正を行ったことに関しましては、当社は、投資家及び証券市場に重大な影響を与えたことを深く反省し、二度とこのような事態を引き起こすことのないよう、再発防止策の実行にあたってまいりました。特に経理部門におきましては証券市場に上場している会社の経理担当としての責任を改めて自覚し、セミナー等への積極的な参加、勉強会の実施、会計監査人等とのコミュニケーション、及び経理部内の情報共有等を通じ、個人レベルはもとより経理部全体のレベルアップを図った結果、着実にその効果が現れていると認識しております。

しかしながら、「平成26年3月期決算短信〔日本基準〕(連結)」について2度にわたり訂正するという事態を招いてしまいました。このことについて当社は改めて深く反省するとともに、決算短信の訂正に係る上記の再発防止に向けた改善措置を平成27年3月期第1四半期決算時において確実に実施し、再発を防止する所存です。

今後につきましても、引き続き再発防止を徹底し、関係各位の信頼回復に鋭意努力してまいります。

以 上

(別紙1) 訂正による過年度連結業績への影響額

(単位：百万円)

期 間	項 目	訂正前	訂正後	影響額
第1期 (平成21年3月期) 通 期	売 上 高	119,849	119,849	—
	営 業 利 益	4,327	4,327	—
	経 常 利 益	4,063	4,275	212
	当 期 純 利 益	303	1,125	822
	純 資 産	22,107	22,809	702
	総 資 産	106,119	106,447	328
第2期 (平成22年3月期) 通 期	売 上 高	109,547	109,547	—
	営 業 利 益	6,434	6,434	—
	経 常 利 益	6,686	6,667	△19
	当 期 純 利 益	2,532	2,513	△19
	純 資 産	24,560	25,269	709
	総 資 産	97,370	97,727	356
第3期 (平成23年3月期) 第2四半期	売 上 高	48,631	48,631	—
	営 業 利 益	3,033	3,033	—
	経 常 利 益	3,777	8,000	4,223
	四 半 期 純 利 益	6,908	7,270	362
	純 資 産	31,142	32,200	1,058
	総 資 産	101,224	101,940	716
第3期 (平成23年3月期) 第3四半期	売 上 高	74,162	74,162	—
	営 業 利 益	2,732	2,732	—
	経 常 利 益	3,155	7,196	4,040
	四 半 期 純 利 益	6,221	6,401	179
	純 資 産	30,556	31,432	875
	総 資 産	103,865	104,404	539
第3期 (平成23年3月期) 通 期	売 上 高	98,278	98,278	—
	営 業 利 益	2,240	2,240	—
	経 常 利 益	3,260	7,249	3,988
	当 期 純 利 益	3,285	3,183	△102
	純 資 産	27,607	28,198	591
	総 資 産	99,864	100,124	259

期 間	項 目	訂正前	訂正後	影響額
第4期 (平成24年3月期) 第1四半期	売 上 高	18,921	18,921	—
	営 業 利 益	△118	△118	—
	経 常 利 益	154	483	329
	四半期純利益	215	623	408
	純 資 産	27,544	28,544	999
	総 資 産	92,975	93,649	673
第4期 (平成24年3月期) 第2四半期	売 上 高	38,477	38,477	—
	営 業 利 益	617	617	—
	経 常 利 益	768	742	△26
	四半期純利益	839	813	△26
	純 資 産	28,149	28,739	590
	総 資 産	92,700	92,969	269
第4期 (平成24年3月期) 第3四半期	売 上 高	58,561	58,561	—
	営 業 利 益	65	65	—
	経 常 利 益	△362	△477	△115
	四半期純利益	△412	△429	△16
	純 資 産	27,116	27,716	599
	総 資 産	94,921	95,228	307
第4期 (平成24年3月期) 通 期	売 上 高	79,769	79,769	—
	営 業 利 益	660	660	—
	経 常 利 益	111	34	△77
	当期純利益	127	279	152
	純 資 産	27,782	28,442	659
	総 資 産	93,473	93,748	275
第5期 (平成25年3月期) 第1四半期	売 上 高	20,975	20,975	—
	営 業 利 益	591	591	—
	経 常 利 益	646	336	△310
	四半期純利益	626	316	△310
	純 資 産	28,163	28,512	349
	総 資 産	95,695	95,666	△29

期 間	項 目	訂正前	訂正後	影響額
第5期 (平成25年3月期) 第2四半期	売 上 高	42,878	42,878	—
	営 業 利 益	345	345	—
	経 常 利 益	△464	△150	313
	四半期純利益	△553	△239	313
	純 資 産	26,993	28,032	1,038
	総 資 産	95,611	96,276	665
第5期 (平成25年3月期) 第3四半期	売 上 高	65,473	65,473	—
	営 業 利 益	909	909	—
	経 常 利 益	△61	207	269
	四半期純利益	△176	93	269
	純 資 産	27,423	28,418	994
	総 資 産	96,619	97,246	627
第5期 (平成25年3月期) 通 期	売 上 高	87,624	87,624	—
	営 業 利 益	2,038	2,038	—
	経 常 利 益	1,629	2,085	456
	当期純利益	954	1,410	456
	純 資 産	28,456	29,886	1,429
	総 資 産	92,191	93,258	1,067
第6期 (平成26年3月期) 第1四半期	売 上 高	18,151	18,151	—
	営 業 利 益	△723	△723	—
	経 常 利 益	△872	△890	△18
	四半期純利益	△868	△887	△18
	純 資 産	27,592	29,004	1,411
	総 資 産	89,510	90,565	1,054

(別紙2) 改善措置の実施スケジュール

改善措置	計画 実績	2014年						
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
①持分法の適用における重要性のある持分法適用会社の判定に関する改善								
組織管理規程の改訂	計画 実績	検討 検討	改訂 改訂					
連結財務諸表作成要領の改訂	計画 実績	検討 検討・改訂	改訂	改訂				
持分法プロセスの策定	計画 実績	検討・整備 検討・整備・運用	→ →	運用 運用	→ →	評価・監査 評価・監査		
②連結子会社の保有する持分法適用会社株式に係る少数株主持分の処理に関する改善								
計算シートの作成	計画 実績	検討 検討・作成	作成					
業務引継方針の策定	計画 実績	検討 検討	→ →	策定				
持分法プロセスの策定	計画 実績	検討・整備 検討・整備・運用	→ →	運用 運用	→ →	評価・監査 評価・監査		
③持分変動益の計上処理に関する改善								
連結財務諸表作成要領の改訂	計画 実績	検討 検討・改訂	改訂	改訂				
持分法プロセスの策定	計画 実績	検討・整備 検討・整備・運用	→ →	運用 運用	→ →	評価・監査 評価・監査		
④持分法適用会社の工事損失引当金等、持分法適用会社の個別財務諸表の修正に関する改善								
4者ミーティングの開催	計画 実績	開催 開催		開催 開催			開催 開催予定	
⑤⑥⑦税効果会計の会計処理に関する改善								
税効果規定の策定	計画 実績	検討 検討	→ →	策定 策定				
税効果プロセスの策定	計画 実績	検討・整備 検討・整備・運用	→ →	運用 運用	→ →	評価・監査 評価・監査		
検討資料の作成	計画 実績	検討 検討・作成	→ →	作成				
⑧持分法会計及び税効果会計に関する専門的知識向上に関する改善								
持分法会計に関する研修	計画 実績	研修 研修	→ →					
税効果会計に関する研修	計画 実績	研修 研修	→ →					
⑨経理部内でのチェック体制に関する改善	計画 実績	人員増強 人員増強					ローテーション実施 ローテーション実施	
⑩監査役と会計監査人とのコミュニケーションに関する改善								
会計監査人との協議	計画 実績	開催 開催		開催		開催	開催	
持分法適用会社会計監査人との協議	計画 実績		開催					
⑪経理部と会計監査人とのコミュニケーションに関する改善	計画 実績	随時実施 実施	→ →		実施 実施	実施 実施		
⑫専門家の活用に関する改善	計画 実績	契約締結(25年12月)教育及びアドバイス提供 実施	→ →				実施	
⑬内部統制プロセスに関する改善								
非経常プロセスの策定	計画 実績	検討・整備 検討・整備・運用	→ →	運用 運用	→ →	評価・監査 評価・監査		
決算・財務報告プロセスの整備状況の再確認	計画 実績	検討・整備 検討・整備・運用	→ →	運用 運用	→ →	評価 評価		
新基準・改定基準対応プロセスの整備	計画 実績	検討・整備 検討・整備・運用	→ →	運用 運用	→ →	評価 評価・監査		

○内の数字は本文中の「2. (1)改善報告書記載の改善措置並びにその実施状況及び運用状況」に対応しています。